仕　様　書

１　件　　名

実験動物飼育管理業務委託

２　契約期間

令和４年４月１日から令和７年３月３１日まで

３　履行場所

東京都板橋区栄町３５番２号
地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター
研究所実験動物施設

４　目　　的

実験動物飼育管理業務委託（以下、「本業務」という。）は、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター（以下、「当センター」という。）の実験動物施設（以下、「当施設」という。）における動物飼育及び当施設の管理業務等がより円滑なものとなるよう、これら業務を包括的に委託するものである。

５　委託内容

別紙「業務仕様書」のとおり

６　支払方法

毎月支払う。

７　再委託の禁止

受託者は、本契約に必要となる業務の一部または全部を第三者に委託してはならない。

８　契約の解除等

委託者は、受託者が次の事項のいずれかに該当するときは、催告を要さず本契約を直ちに解除することができる。この場合、委託者は受託者に対して契約金その他これまでに履行された委託業務の対価及び費用を支払う義務を負わないものとする。

（１）受託者が、天災その他不可抗力の原因によらず、履行期限の満了の日までに委託業務を完了しないときまたは履行期限の満了日の日までに委託業務が完了する見込みがないと委託者が認めたとき。
（２）受託者が正当な事由なく解約を申し出たとき。
（３）本契約の履行に際し、受託者またはその使用人等に不正の行為があったとき。
（４）その他受託者が本契約の規定に違反したとき。

９　損害賠償

受託者は、本件契約の履行にあたって故意または過失により委託者に損害を与えた場合、委託者は、受託者に対して損害の賠償を請求することができるものとする。

10　守秘義務

受託者は、本契約に係る業務の遂行上、知り得た情報を契約履行の目的以外に使用してはならない。このことは契約の解除及び契約期間満了後においても同様とする。

なお、業務上知り得た秘密情報を許可なく第三者に口外してはならない。

そのほか、個人情報については「個人情報の取扱いに関する特記事項」によるものとする。

11　成果の利用行為等

（１）受託者は、本契約に基づき納入及び提供された著作物に係る著作権について、委託者による当該著作物の利用に必要な範囲内において、委託者が実施する権利及び委託者が第三者に実施を許諾する権利を委託者に許諾したものとする。

（２）受託者は、委託者及び上記（１）に記載する第三者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。

12　環境により良い自動車利用

本契約の履行にあたって自動車を使用し、又は使用させる場合は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成１２年東京都条例第２１５号）」及びその他法令の規定に基づき、次の事項を遵守し、次の事項を遵守すること。

（１）ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

（２）自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成４年法律第７０号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

13　規程等の順守

本業務の遂行にあたっては、関係法令及び委託者の規程を遵守すること。

14　安全管理

本業務の遂行にあたっては、安全管理に万全を期すこと。

また、委託者が安全確保のための指示を行った場合には、その指示に適切に従うこと。

15　健康管理

委託者と受託者は、動物飼育について良好な環境を維持するため、本業務に従事する者の健康管理に十分な注意を払うものとする。

（１）従事者の予防接種に関すること。

（２）微生物学的検査の検査材料の提出に関すること。

（３）感染性疾患者の就業禁止に関すること。

16　勤怠管理

（１）従事者の出勤状況等の勤怠管理を実施すること。

（２）問題のある従事者に関する改善指導を実施すること。

17　報告事項

受託者は、以下の事項に関する報告を適宜行うこと。

（１）当施設内における事故・異常に関すること。

（２）動物実験倫理に関する事故・違反に関すること。

（３）動物実験の関連法規、委託者の動物実験規程に係る事故・違反に関すること。

18　疑義の解釈

本仕様書において、不明な点および詳細について疑義のあるときは、双方の協議により処理する。

19　その他

（１）身分証明書を携行するとともに、名札を着用すること。

　また、当施設内の規律保持に留意し、委託者及び第三者に不快な印象を与えることのないよう、身だしなみに配慮すること。

（２）衛生及び火器取締りには厳重な注意を払うこと。

（３）各種機器類の使用は丁寧に行うこと。

20　消費税率の改定に伴う留意事項

本契約期間の中途において、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）等の改定等により、契約締結時の消費税率に変動が生じた場合には、委託者は別途契約変更により、当該変動分を徴収できるものとする。

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター

［担　　当］研究所実験動物施設　野田

電話　03-3964-3241（内線 4501）

［事務担当］健康長寿イノベーションセンター事務ユニット　小暮

電話　03-3964-3241（内線 1263）